



# 気になる?! インフルエンザのお話

11月になると沖縄も次第に涼しくなり、冬の気配が感じられる時期になります。季節の変わり目は体調を崩しやすく、特にこれからの季節は風邪やインフルエンザが心配される時期です。そこで今回は、インフルエンザとその予防について説明します。

## インフルエンザはどんな病気？

日本では季節性インフルエンザが例年12月～3月に流行します。

## 症状

普通の風邪にはあまり見られない38℃以上の急な発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が突然現れます。普通の風邪と同じようなのどの痛み、鼻汁、咳などの症状もみられます。子どもではまれに急性脳症を、高齢の方や免疫力の低下している方では肺炎を併発するなど重症になることがあります。



## インフルエンザを予防するために！

- 1) 流行前のワクチン接種 : インフルエンザワクチンを接種することで、その後にかかった場合でも重症化を防ぐことができます。
- 2) 帰宅後の手洗い・うがい : 手洗い・うがいはインフルエンザに限らず感染予防の基本！手指や喉などに付着したウイルスを除去します。
- 3) 適度な湿度を保つ : 乾燥した環境ではウイルスは長期間生き続けることができます。空気が乾燥するとどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなります。加湿器などを使って適切な湿度(50～60%)を保つことも効果的です。
- 4) 体の抵抗力を高める : 十分な休養と、バランスの取れた食事を心がけましょう。
- 5) 人ごみへの外出を控える : やむをえず人ごみへ入る場合には、マスクを着用するなどして感染を防ぎましょう。

65歳以上の方にはインフルエンザ予防接種の助成制度があり、1,000円の自己負担で接種することができます。(詳しくは下の記事をご覧ください) 小児は任意接種となりますが、生後6ヶ月から接種することができます。ぜひワクチンを接種し、上記の予防策を心がけて、これからの季節を健康で楽しく過ごしましょう！

お問い合わせ (こどもの予防接種について) 福祉部 福祉課 ☎ 945-5311  
(高齢者の予防接種について) 福祉部 健康推進課 ☎ 945-4791

## 高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザ予防接種の目的は、インフルエンザにかかることを防ぐのではなく、重症者や死亡者の発生を防ぐことです。特に高齢者については肺炎などを併発し重症化することも多いため、なるべく予防接種を受けるようにしましょう。

- ☆ 対象者 :
  - ① 65歳以上の高齢者 (個別に予防接種のお知らせを送付しています。)
  - ② 60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓、呼吸器に重度の障害を持つ方 (身体障害者手帳1級程度)
- ☆ 実施期間 : 平成23年10月1日～平成24年2月29日まで
- ☆ 接種医療機関 : 町と契約している下記の医療機関での接種となります。

中部地区医師会・南部地区医師会・浦添市医師会加盟等医療機関、沖縄病院、県立南部医療センター・こども医療センター、那覇市立病院、琉球大学医学部附属病院



- ※ 那覇地区の医療機関でも接種ができる場合があります。役場までお問い合わせください。
- ※ 上記以外の病院・施設に長期に入院・入所している方は役場までご連絡ください。

- ☆ 自己負担額 : 1,000円
- ※ 上記の医療機関以外で接種した場合、全額自己負担になります。
- ※ 生活保護世帯の場合、自己負担が免除になります。接種を受ける際は医療機関へ生活保護の証明書を提示してください。
- ☆ 接種時の注意 :
  - ・事前に接種医療機関への予約が必要です。
  - ・インフルエンザ予防接種の通知書と健康手帳(緑色や赤色の手帳)、健康保険証を持参してください。
  - ・インフルエンザ予防接種の間診票は接種医療機関にご確認ください。
- ※ 健康手帳をお持ちでない方は、役場窓口での発行が必要になります。

【お問い合わせ】福祉部健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791 (内線157～161)

## 平成22年度 健全化判断比率等の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すため、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。その法律では、市町村の財政の状態を判断する四つの指標(①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 ※以下「健全化判断比率」と表します。)及び公営企業(水道・下水道事業など)の経営状況を示す指標(※以下「資金不足比率」と表します。)が定められ、各市町村は毎年その指標を公表することになりました。

平成22年度決算に基づく西原町の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下の表のとおり、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率及び資金不足比率は黒字となりました。③実質公債費比率は10.2%、④将来負担比率は78.3%で、いずれも早期健全化基準(※用語解説を参照)を下回りました。しかし、本町の財政状況が厳しいことには変わりはなく、引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営に取り組んでいきたいと考えています。

### 【健全化判断比率】

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.39%
②連結実質赤字比率	—	19.39%
③実質公債費比率	10.2%	25.0%
④将来負担比率	78.3%	350%

※①・②とも黒字で、赤字比率は算定されないため「—」表示となっています。

### 【資金不足比率】

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	—	20.0%	※資金不足なし
公共下水道事業特別会計	—	20.0%	※資金不足なし
土地地区画整理事業特別会計	—	20.0%	※資金不足なし

※いずれの会計も黒字で、資金不足比率は算定されないため「—」表示となっています。

### 【用語解説】

早期健全化基準	基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。
財政再生基準	基準を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、総務大臣に報告、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。
経営健全化基準	基準を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。
実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等の赤字額の*標準財政規模に対する比率です。
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の*標準財政規模に対する比率です。
実質公債費比率	一般会計が負担する借入金の返済額の*標準財政規模に対する比率です。一部事務組合への負担金や公営企業に対する繰出金の中の元利償還金相当分も加えられています。
将来負担比率	現時点での借入金の残高をはじめ、退職手当など一般会計が将来負担すべき負債の*標準財政規模に対する比率です。
資金不足比率	公営企業会計の資金不足額の事業規模(営業収入)に対する比率です。
※標準財政規模	地方自治体の標準的な収入で、普通交付税と地方税が主なものです。

○この記事に関する情報はホームページでも公表していますので、ご覧ください。昨年度の状況や対象となる各会計のイメージ図も掲載しています。

[西原町トップページ (<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>) →西原町役場のご案内→財政→平成22年度→平成22年度西原町健全化判断比率等の公表]

【お問い合わせ】総務部企画財政課 財政係 ☎ 945-4533(内線214)